畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

生産条件が不利な麦、大豆、そば、なたねを生産・販売する農業者を支援します。

交付対象者 及び 要件

交付対象者	要　件
認定農業者 集落営農 認定新規就農者	播種前に農協等との出荷契約や販売契約を締結

対象品目 及び 交付単価

対象品目	【数量払】平均交付単価	【面積払】交付単価
麦	3,590 ～ 9,750 円（50~60kg 当たり）	20,000 円（10a 当たり）
大豆	8,310 ～10,770 円（60kg 当たり）	20,000 円（10a 当たり）
そば	15,070 ～18,010 円（45kg 当たり）	13,000 円（10a 当たり）
なたね	6,980 ～ 8,140 円（60kg 当たり）	20,000 円（10a 当たり）

畑地化促進事業

※詳細は農業振興課 農政担当(☎084-928-1031)にお問い合わせください。

畑作物の需要に応じた生産を促進するため、おおむね団地化した水田を畑地化し、畑作物の本作化をする取組を支援します。①畑地化支援(10.5 万円/10a)②定着促進支援(2 万円/10a×5 年) 他

畑作物産地形成促進事業

※詳細は農業振興課 農政担当(☎084-928-1031)にお問い合わせくださ

麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等のため、産地と実需者が作成する計画に基づいた取組を支援します。（麦・大豆 他 ４万円/10a）

コメ新市場開拓等促進事業

※詳細は農業振興課 農政担当(☎084-928-1031)にお問い合わせください。

新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・麺専用品種）の低コスト生産等のため、産地と実需者が作成する計画に基づいた取組を支援します。新市場開拓用米（４万円/10a）、加工用米（３万円/10a）、米粉用米（９万円/10a）

収入保険制度（任意）

※詳細はNOSAI広島福山支所(☎084-970-1620)にお問い合わせください

加入対象者 及び 要件

青色申告を行っている全ての農業者（個人・法人）

対 象 と な る 収 入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

補 て ん の し く み

・農業者は、保険料と積立金を支払って加入します。
・保険期間の収入が基準収入の９割を下回った場合、補てん金を支払います。
※ 農業共済などの類似制度と重複加入できません。

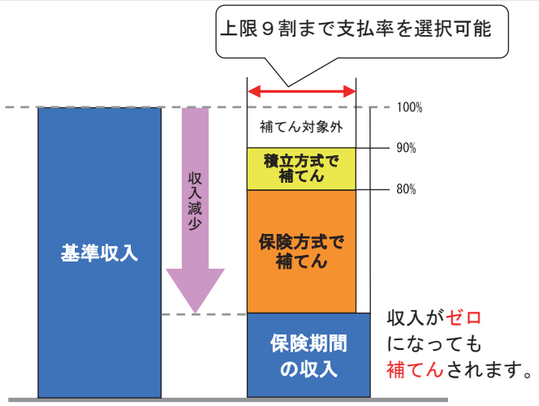

農地中間管理事業

※詳細は農業振興課 農地担当(☎084-928-1177)にお問い合わせください。

県が指定する農地中間管理機構が、市が定める地域計画に基づいて、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です

【出し手のメリット】

1 公的機関なので安心です
県から指定を受けた機構が農地をお預かりし、受け手との事務手続き等を行います。

2 契約満了後は必ず農地が戻ります
引き続き貸付けを希望する場合は、再度手続きをお願いします。

【受け手のメリット】

1 農地を長期で借りることができます
原則として１０年以上で借受けることができ、経営の安定・発展に資することができます。

2 賃借料の支払が簡素化でき、負担が軽減されます
※使用貸借（無償）や物納も選択可能。

２０２５年度（令和７年度）

経営所得安定対策等

お問い合わせ先

福山市役所
(福山市農業再生協議会)

農業振興課
TEL 084-928-1031

松永建設産業課
TEL 084-930-0407

北部建設産業課
TEL 084-976-8810

神辺建設産業課
TEL 084-962-5015

沼隈建設産業課
TEL 084-980-7711

JA 福山市

営農経済部組合員課
TEL 084-924-2214

福山グリーンセンター
TEL 084-981-2455

瀬戸グリーンセンター
TEL 084-949-2855

沼隈グリーンセンター
TEL 084-987-3980

松永グリーンセンター
TEL 084-930-4330

神辺グリーンセンター
TEL 084-963-1131

駅家グリーンセンター
TEL 084-976-9234

福山市農業再生協議会

なお、農林水産省ホームページに詳しい情報が掲載されています。

水田活用の直接支払交付金

食料自給率の維持向上を目的に、農作物を生産・販売する農業者を支援します。

交付対象者 及び 要件

交　付　対　象　者	要　　件
麦、大豆、飼料用米、米粉用米、加工用米の生産者	収穫、販売（出荷販売契約書、販売計画書等を提出）
飼料作物、ＷＣＳ用稲（稲発酵粗飼料）の生産者	収穫、利用（畜産農家との利用供給協定を締結）
その他の対象品目の生産者	収穫、販売（販売伝票等を提出）

対象品目 及び 交付単価

- 交付金は対象品目の作付けが 1a（100 ㎡）以上の場合に支払われます。
- 「★」については、同じ枠の中で合計して 1a 以上の作付けがあれば対象になります。
- 対象品目及び交付単価の内容は、変更する場合があります。

対　象　品　目	交付単価（10a 当たり）
くわい、アスパラガス、ほうれんそう、い草	29,000　円程度
キャベツ、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、チンゲンサイ、しゅんぎく、みずな、きく、ぶどう、いちじく、レモン、えだまめ、きゅうり、なす、たまねぎ　★	6,000　円程度
さといも、かぼちゃ、甘しょ(さつまいも)、未成熟とうもろこし、いちご、にんじん、ばれいしょ（じゃがいも）、れんこん、だいこん、ブロッコリー、はくさい、ピーマン　★	7,000　円程度
同じ作物を 20a 以上作付 ※ 麦、大豆、飼料作物、WCS 用稲、飼料用米、米粉用米、加工用米、くわい、アスパラガス、ほうれんそう、い草を除く	7,000　円程度
麦、大豆、飼料作物	35,000　円
飼料用米（多収品種）、米粉用米	55,000～105,000　円
飼料用米（一般品種）	55,000～85,000　円
二毛作（主食用米、麦、大豆、飼料作物、WCS 用稲、飼料用米、米粉用米、加工用米のいずれかで組み合わせ）	8,000　円程度
そば、なたね　（①、②どちらかの要件を満たすもの） ①生産者と実需者で販売契約　　②生産者と農協等、実需者で販売契約	20,000　円以内
加工用米	20,000　円
新市場開拓用米（内外の新市場の開拓を図る米穀を作付） ※ 主食用米、加工用米、備蓄米、飼料用米、酒造好適米(一部例外あり)、米粉用米、種子用米を除く	20,000　円以内
【追加交付】３年以上の複数年契約の取組　※コメ新市場開拓等促進事業で採択された取組に限る。	【追加交付】10,000　円以内
ＷＣＳ用稲	80,000　円
地力増進作物作付助成 ① トウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス、レンゲ、クリムソンクローバーのいずれかを作付 ② 2025 年度にすき込みを行うこと ③ 前作が、水稲（非主食用米、WCS 用稲を含む）、麦、大豆、アスパラガス、ほうれんそう、キャベツ、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、しゅんぎく、チンゲンサイ、みずな、きく、ぶどう、いちじく、レモン、えだまめ、きゅうり、なす、たまねぎ のいずれかであること ④ 同一ほ場への連続支援は対象外	10,000　円以内

※ 果樹（ぶどう、いちじく、レモン等）は植えてから４年間のみ交付金の対象

●担い手（認定農業者、集落法人、認定新規就農者、農業参入企業、集落営農）への加算

対　象　品　目	交付単価（10a 当たり）
くわい、い草	8,000　円程度
アスパラガス、ほうれんそう、キャベツ、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、しゅんぎく、チンゲンサイ、みずな、きく、ぶどう、いちじく、レモン、えだまめ、きゅうり、なす、たまねぎ　★	8,000　円程度
さといも、かぼちゃ、甘しょ（さつまいも）、未成熟とうもろこし、いちご、にんじん、ばれいしょ（じゃがいも）、れんこん、だいこん、ブロッコリー、はくさい、ピーマン　★	5,000　円程度
麦、大豆(広島県栽培基準の「土壌改良技術」「病害虫防除・除草」「営農排水」のうち２つを実施)	8,000　円程度
飼料作物（WCS 用稲と飼料用米を除く）	5,000　円程度
飼料用米（標準単収の８割以上であること）	14,000～17,000　円程度
加工用米　（①、②どちらかの要件を満たすもの） ① 中生新千本、アキヒカリ、あきさかり、あきろまん、こいもみじ、恋の予感 のいずれかを作付 ② 実需者が指定した品種を作付　（①以外の自家利用取組は除く）	19,000　円程度

２０２５年度（令和７年度）スケジュール

２０２５年（令和７年）			２０２６年（令和８年）
４～６月	７～１０月	１１～２月	３月
●営農計画書、交付申請書の提出	●作付の現地確認	●販売等確認	●交付金の支払い

※提出は農林水産省共通申請サービス（eMAFF）からもできます。（詳細は農林水産省ホームページをご覧ください。）

よくある質問にお答えします

質問１　営農計画書は、内容変更や交付金の申請をしない場合でも、提出が必要ですか？

答え１　水田の現状確認も兼ねていますので、ご提出をお願いします。

質問２　産直市や無人販売所で販売していても、交付対象となりますか？

答え２　販売伝票があれば、産直市等も対象となります。
無人販売所の場合は、販売日誌と農業所得のわかる確定申告書の写しがあれば対象となります。

質問３　営農計画書に表示されている『自己保全管理』と『産地資金その他野』とはどういう意味ですか？

答え３　『自己保全管理』とは、農地が耕作可能な状態で管理されていることを意味しますが、便宜上、作付けしていない農地を『自己保全管理』と表示しています。
なお、農地全面で『自己保全管理』が４年間継続した場合、交付対象外水田となります。
『産地資金その他野』とは、様々な野菜を少しずつ植えている状態を意味します。

質問４　くわい 10ａ、さといも 15.4ａ、ブロッコリー5.5ａを作付けした場合、交付金の内訳はどうなりますか？

答え４　①　くわい 10a を作付けした場合、その交付金は、29,000 円 / 10a × 10a = 29,000 円 です。
②　さといも 15.4a とブロッコリー5.5a は枠内に「★」があるので、合計して算定します。合計は 20.9a ですが、1a 未満は切捨てとなりますので、対象面積は 20a です。
従って、 7,000 円 / 10a × 20a = 14,000 円 です。

①＋②から、交付金は合計 29,000 円 ＋ 14,000 円 = 43,000 円 となります。